

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊今津駐屯地
第397会計隊今津派遣隊長 光安 達哉

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
4QGA10000050		4RNF1C10004 0001					
品名 または 件名							
感染性医療廃棄物処理 ほか2件							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
予定数量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
15.00	EA						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
今津駐業				衛生科			
搬入場所				納 期 または 工 期			
中野1曹(331)				令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)			

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊今津駐屯地 第397会計隊今津派遣隊事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない

入札日時場所：令和6年3月13日(水)10時30分 会計隊入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：単価 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争に参加する者に必要な事項

ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

ウ 令和04・05・06年度全省庁統一資格「役務の提供等」D等級以上に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者、又は、当該競争参加資格を有していない者で、入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録された者であること。

エ 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。

オ 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

カ 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。

キ 契約担当等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。(協力者を含む。)

ク 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。

ケ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

コ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

(2) 違約金に関する事項

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、落札者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

(3) 入札方法

- ア 入札金額は、各単価及び予定数量に基づき算出した年総額とすること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 予定価格に達しない場合は、再度入札を実施する。郵便による入札がない場合は当日速やかに実施し、郵便による入札がある場合は別途連絡する。

(4) 入札の無効

- ア 第2項で示した競争参加資格を有しない者のした入札
- イ 注意事項(1)に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- ウ 入札に関する条項に違反した入札
- エ 入札金額、入札者の氏名が判別し難い入札
- オ 入札者が実施した「暴力団排除に関する誓約事項」の誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合に、当該入札者が提出した入札
- カ 「暴力団排除に関する誓約事項」の誓約を行わない者の入札

(5) 落札決定に関する事項

- ア 落札決定方式：総品目総額(予定総価)決定
- イ 当隊所定の予定価格制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。なお、落札となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、直ちにくじ引きにより落札者を決定する。

(6) 契約書の作成

- ア 落札者は契約書を作成するものとし、令和6年4月1日付とする。なお、単価契約書を作成する。
- イ 適用する契約条項は、産業廃棄物法に基づく契約条項、談合等の不正防止に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、単価契約に関する特約条項とする。

(7) その他

- ア 契約の成立の時期は、契約書に双方が記名押印した時とする。
- イ 入札資料は、下記に示す期間、陸上自衛隊今津駐屯地第397会計隊今津派遣隊 契約班窓口において配布する。
令和6年2月19日(月)～令和6年3月12日(火)(土曜日曜祝日を除く0900～1630)
- ウ 入札参加を希望する者は、下記の問い合わせ先へ入札前日までに連絡をすること。入札前日迄に「資格審査結果通知書(写し)」を提出すること(FAX可)。ただし、事前に提出済の者については、提出を省略することができる。
- エ 「入札書」「委任状」の書式は当隊で準備するので、事前に入手すること。
- オ 入札書を郵送する場合は書留郵便とし、入札前日迄に必着となるように郵送すること。また、必ず便着の確認をすること。
- カ 代表者以外で入札に参加する業者は、入札書に添えて委任状を提出すること。
- キ 市場価格調査のご協力をお願いします。
- ク 入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒520-1621 滋賀県高島市今津町今津平郷国有地
陸上自衛隊今津駐屯地 第397会計隊今津派遣隊 契約班 担当：光安
TEL 0740-22-2581(内線345) FAX 0740-22-1309(直通)
仕様書に関する問い合わせ先
陸上自衛隊今津駐屯地 今津駐屯地業務隊 衛生科 担当：中野 (内線331)

本公告は、陸上自衛隊今津駐屯地第397会計隊今津派遣隊掲示板、陸上自衛隊大久保駐屯地第397会計隊掲示板、陸上自衛隊大津駐屯地第397会計隊大津派遣隊掲示板、及び陸上自衛隊中部方面会計隊HP <http://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/> に掲示している。

仕 様 書				
作成年月日	場所	仕様書番号	作成部隊	調達要求番号
令和6年2月13日	今津	衛-1	今津駐屯地業務隊	4RNF1CI0004

1 契 約

(1) 件 名

- ア 感染性医療廃棄物処理
- イ 非感染性医療廃棄物処理
- ウ 非感染性医療廃棄物処理

(2) 廃棄物の種類及び数量

廃棄物の種類	容量	数量
感染性産業廃棄物	50L	15
非感染性医療廃棄物 現像(アルカリ)廃液	10L	8
非感染性医療廃棄物 定着(酸)廃液	10L	7

2 契約区分

- (1) 事業所 : 陸上自衛隊 今津駐屯地
- (2) 排出事業者 : 陸上自衛隊 今津駐屯地業務隊長
- (3) 契約担当官は甲、契約事業者は乙とする。

3 実施要領

(1) 処分の要領

- ア 容器の設置回収
当初処理容器50Lを8個設置し、回収した処理容器分の数だけ、新たな容器を設置する。
- イ 容器は事業者負担とする。

(2) マニフェスト

- 甲が乙に廃棄物を引き渡す際、廃棄物の種類・数量・収集運搬処分業者の氏名または名称及び最終処分を行う場所の所在地等を記載しB票以下のマニフェストを交付する。
- 乙は処分後、産業廃棄物処理法に基づき各マニフェスト(B2票・D票・E票)を甲に送付する。

(3) 許可証の提出

- 乙は甲に対し、収集・運搬及び処分業務に関する許可証の写しを契約開始前に提出するものとする。

(4) 再委託の禁止

- 乙は甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。

(5) 機密保持

- 甲・乙は、この契約に関連して業務上知り得た相手方の機密は、契約期間を問わず永久に第三者に漏洩してはならない。公表する必要がある場合は関連する相手方の文書による承諾を必要とする。

(6) 協 議

- この契約に定めない事項並びに、この契約の各事項に疑義が生じた場合は、その都度甲乙が誠意を持って協議の上、これを決定する。

(7) 契約期間

- ア 回収期間 : 契約締結後～令和7年3月31日(月)
- イ 回収時期 : 年間4回を基本とし、細部日時については、電話により相互調整する。また、保管数量が超過する場合においても、臨時に電話調整により回収を依頼する場合がある。(ただしマニフェストE票の送付期限を令和7年3月31日とする)

4 検 査

収集は、検査官の立会を得て実施するものとする。